特記仕様書３

R8.7.1

工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書

本工事の実施にあたっては、下記の項目についての現場での環境配慮の取り組みを積極的に推進することを心がけること。

なお、貴社がＩＳＯ１４００１を取得している場合は、認証内容を監督員に説明し相互理解に努めること。

１．　地球温暖化防止、工事現場周辺住民への環境配慮に資するため、場内での車両のアイドリングストップ等に努めること。

２．　場内で発生する、一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用し、廃棄すべき物は適切な処理を行うこと。

３．　現場から搬出する建設副産物及び利用する資材については、建設副産物にかかる特記仕様書に従い、「再生資源利用（促進）計画書・実施書」にもれなく記載すること。

４．　現場で利用する資機材等は、「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の利用方針を確認すること。
また、裏面の表の認定対象品目のうち、レ印が記入されたものについては、「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の「率先利用認定資材」欄に○印が記入されたものの中から利用すること。
※「県土整備局公共工事グリーン調達基準」
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f7309/shizai/index.html
※「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表」
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f7309/shizai/index.html

５．　工事箇所の現場状況を充分考慮し、自然環境の保全に努めること。

６．　施工に際して、建設廃棄物の発生抑制を心がけること。

７．　「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」等の趣旨に基づいて「再生砕石」、「再生加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物」の使用を推進すること。また、建設発生木材、建設汚泥についても発生抑制、再利用の方法を検討し、できるだけ廃棄物が生じない工夫を行うこと。

県土整備局公共工事グリーン調達基準

（特定調達品目）

資材	建設汚泥から再生した処理土	土工用水砕スラグ	銅スラグを用いたケーソン中詰め材
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	地盤改良用製鋼スラグ	高炉スラグ骨材
	フェロニッケルスラグ骨材	銅スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材
	中温化アスファルト混合物	間伐材	高炉セメント
	フライアッシュセメント	エコセメント	透水性コンクリート
	鉄鋼スラグブロック	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	下塗用塗料（重防食）
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	高日射反射率塗料	高日射反射率防水
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	ＬＥＤ道路照明	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
	断熱サッシ・ドア	製材	単板積層材
	直交集成材	フローリング	木材・プラスチック再生複合材製品
	照明制御システム	変圧器	吸収冷温水機
	氷蓄熱式空調機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	送風機
	ポンプ	自動水栓	自動洗浄装置及びその組み込み小便器
	大便器	再生材料を使用した型枠	合板型枠
建設機械	排出ガス対策型建設機械	低騒音型建設機械	
工法	低品質土有効利用工法	建設汚泥再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	路上表層再生工法	路上再生路盤工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
目的物	排水性舗装	透水性舗装	屋上緑化

（認定対象品目）

資材	☑ 再生加熱アスファルト混合物	☑ 再生骨材等	☑ 再生コンクリート二次製品
	☐ 再生舗装用ブロック （平版、インターロッキングブロック）	☐ 再生木質ボード	☐ 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管
	☐ 再生セラミックタイル	☐ 再生ビニル系床材	☐ 再生人造鉱物繊維断熱材 （グラスウール断熱材・ロックウール断熱材）
	☐ 再生骨材コンクリート	☐ 再生改良土	☐ 再生バーク堆肥
	☐ 再生集成材・合板	☐ 再生モルタル	☐ 再生流動性埋戻材
	☐ 再生生コンクリート		

設計計上している品目については監督員が口に✓を追加して発注

特記仕様書8

R3.7.1

電子納品に関する特記仕様書

工　事　編

第１条(適用範囲)

本特記仕様書は、本工事の最終成果を電子納品の対象とし、そのために必要な事項について定めるものである。

第２条(電子納品)

電子納品とは、本工事の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「電子納品運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

第３条(電子納品実施における管理責任者の設置)

受注者は、電子納品の実施にあたり、電子データの作成及び管理、コンピュータウイルス対策に関する管理責任者を設置するとともに、事前協議チェックシートにその旨を記載すること。管理責任者は、電子データの管理に関する十分な知識を有する者とし、データの紛失や改ざん防止のためのバックアップやコンピュータウィルス対策を行うこと。

第４条(成果品の提出)

成果品は、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R又はDVD-R)に格納して2部提出する。なお、協議により電子納品の対象外とした書類は、従来通り紙で納品する。

「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

また、紙による書類の提出は必要最小限とする。

第５条(成果品の確認)

受注者は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施すること。

なお、電子データの検査方法については、別途協議の上、決定する。

第６条(発注図データの取扱)

発注者から提供された発注図のデータについては、当該工事以外に使用してはならない。

また、発注図データ及び知り得た情報等については、発注者に無断で第三者に漏らしてはならない。

第７条(その他)

受注者は、本工事を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、施工計画書に添付する。また、その他業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。